|  |
| --- |
| 資 料 ２ |

県産サーモン加工品開発業務委託

|  |
| --- |
| 業務仕様書 |

令和４年４月

岩手県

　この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「県産サーモン加工品開発業務委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

|  |
| --- |
| １　本業務の概要 |

1. 目　的

　　近年沿岸地域で取り組まれているサーモンの海面養殖を核とする地域特性を生かした販売競争力の高い加工品開発を推進し、地元生産地における養殖サーモンの利用促進及び付加価値向上を図るもの。

1. 業務概要

　　ア　業 務 名　　県産サーモン加工品開発業務委託

　　イ　委託期間　　委託契約締結日から令和４年12月26日（月）まで

　　ウ　委託先　　県内水産加工事業者等

　　エ　内　　容　　県内で養殖されているサーモンを原料とする特色のある加工品開発の実施

1. 業務内容、実施報告

企画コンペによる提案企画に沿った以下の一連の業務を各採択事業者がそれぞれ実施して報告すること。なお、業務報告書の納品については、書面及び電子データ（Microsoft Word 又は PowerPoint 形式）で提出すること。

ア 　加工品開発

実施報告書及び開発品サンプル20点を納品すること。

※ 実施報告書は ①開発品の特徴、②原材料及び調味配合、③製造工程、④製造原価、⑤製品、⑥貯蔵方法、⑦賞味期限、⑧包材等の検討結果を示した写真入りの報告書として取りまとめること。また開発品に至る試行の経過を随時記録保存し、併せて報告すること。

※ 開発品は常温、冷蔵あるいは冷凍等により、３か月間以上の品質保存性を有　すること

※ 委託業務により得られた成果は、県が利用権を持ち、活用展開を図るものであること。

イ 　開発品に関するアンケート調査

調査先：市場仲卸、小売流通業者、消費者等への調査を想定

* 調査項目は委託元と協議のうえ実施すること。

|  |
| --- |
| ２　契約に関する条件 |

　⑴　再委託等の制限

　　ア　受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

　⑵　業務履行に係る関係人に関する措置要求

　　ア　県は、本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、　　その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

　　イ　県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者が本業務の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

　　ウ　受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

1. 権利の帰属等

　　ア　本業務の実施により作成された成果物、資料及びその作成に用いた写真等の素材又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議のうえ、決定する。

　　イ　本業務により製作された商品の販売等の権利については、県及び受託者間で協議のうえ、決定する。

　⑷　機密の保持

　　　受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

　⑸　個人情報の保護

　　　受託者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年３月30日岩手県条例第７号）を遵守しなければならない。

　⑹　その他

岩手県等が主催するセミナー、各種報告会、岩手県が発行する刊行物等への寄稿や画像提供等の開発品のPRにあたっては協力のこと。

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行のこと。